

# 年離婚のリスク 回避

みらい総合法律事務所 所長 弁護士

## 孝幸 西尾

達しました。

は4万件となり、

30年前の4倍にも

割ができるようになった平成19年に

「熟年離婚」が増え、特に年金分

倍です。なかでも結婚期間20年以上 22年)を数えます。30年前の3・6 ●ひとごとでない「熟年離婚」

日本の離婚数は年間25万件(平成

# 熟年離婚は 「手続き地獄

めます。 み上げた「共有財産」があり、離婚 でが共有か、どう分けるかでよく揉 結婚前に親からもらった財産を頭金 で築いたものは「共有財産」ですが が必要です。どちらの名義でも夫婦 するにはそれを分ける「財産分与 に熟年離婚となると、長年二人で積 ねばならないのでやっかいです。特 対立しながらいろんなことを片付け にして取得した不動産などはどこま 離婚はすんなりとはいきません。 通の届出で済んだ結婚とは違っ

開始されていても、妻の年齢や妻の 仕組みは複雑です。 て支給されるようになりましたが が離婚しても夫の厚生年金が分割し 年金分割制度によって、 夫に年金支給が 専業主婦

> もあります。さらに、離婚の責任が う分けるかは夫婦間での協議次第で 額の慰謝料を払えとなると、決着が 相手にある、婚姻期間が長いから多 ない、と主張してバトルとなること 金の半分を取れるわけではなく、ど つくまでは、もう大変です。 夫が、妻の分は30%程度にすぎ

デメリットに直面します。 生活では、夫はもちろん妻も大きな くてなりません。そして、離婚後の エネルギーがとられるのを覚悟しな 煩雑な手続きに相当な時間・労力、 このように離婚が成立するまでの

# ◉熟年離婚で「失くすもの.

に切り替えて下さい。

を共にすることで、その夫婦だけの す。でも、離婚は夫婦一つの生活が ね二人で共同の運命・関心・心配事 のジンメルによれば、夫婦が年を重 老後はお勧めできません。社会学者 婚後の生活は経済的にデメリットが れたい、というのが妻側の言い分で 大きいのです。また何よりも孤独な 一分割するのですから、どちらも離 精神的に物理的にも夫から解放さ

があります。しかも自動的に妻が年 国民年金の加入期間など様々な要件 す。 の基準」も離婚で失くししまうので と一緒に過ごして創ったこの「共同 共同の基準が創られます。30年40年 **「同僚」モードへの仕様変更** 

します。 れば、夫は、嫌な上司よりはましで 就職と考えてみませんか。そう考え 済的効用」にも目を向けるよう提案 はないですか?」と夫婦生活の 私は妻側の離婚相談には「結婚を

うはいきません。以前のように「大 我慢していた妻も、夫の定年後はそ 司」的態度を捨て、 黒柱だ」と威張っていたのでは見捨 ことは何もありません。 てられます。 熟年離婚で夫が得する しかし、「嫌な上司よりまし」と 「同僚」モー 早々に「上

れば、 果のある夫婦の共同生活が「上司が け入れてはどうでしょうか。 年後の夫を「会社の同僚」として受 しなくていいのではないでしょう いない夫婦会社」になった、と考え 夫の態度が改まれば、妻の側も定 妻もあえて「退社 (=離婚)」 経済効

か。